

新しい学びへ

# 「ラーケーション」

平日、授業の代わりにお子様と保護者が一緒になって体験活動をしたり、話し合ったりする日です。



令和6年2月  
令和6年5月

茨城県教育委員会 義務教育課  
取手市教育委員会 指導課

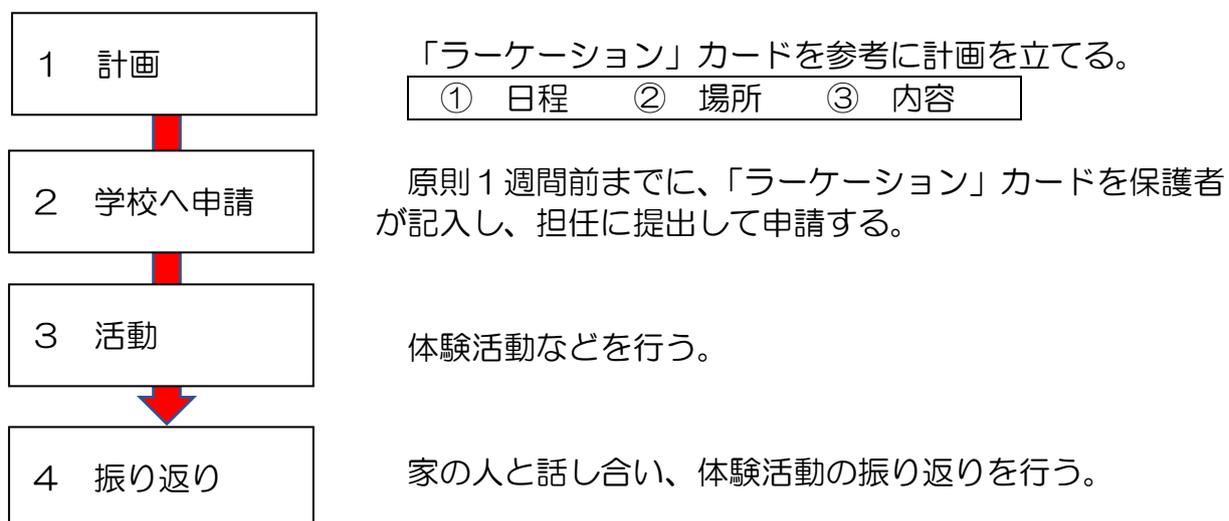
## ラーケーションとは

これからの社会では、自己の在り方や生き方を考えながら、課題を発見し解決していくことのできる力が求められます。そのような力を身に付けるためには、地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験的・探究的な活動を通して学んでいくことが有効です。また、自己の在り方や生き方を考えるためには、家の人とゆっくりと話をする時間も大切です。思いや悩み、不安について家族と一緒に考えることで、これまでの生活を振り返り、今後を見つめる良い機会となります。

児童生徒が家の人などと一緒に、そのような時間をとることができるよう、茨城県が設定したのが年度内で最大5日間の「ラーケーション」です。

取手市では、茨城県の方針の基づき、県立学校と同様に「ラーケーション」を実施いたします。

## ラーケーション 申請の流れ



## ご注意いただきたいこと

- 事前に学校に申請をする必要があります。
- 「ラーケーション」を取得した日は、欠席にはならず、出席停止・忌引等となります。
- 受けられなかった授業内容に関するサポートについては、病気等で欠席した場合と同様で、各学校において授業で活用したプリント等の提供などを行います。
- 「ラーケーション」は、学校行事や学年行事、定期テスト期間などは、避けて計画していただきますようお願いいたします。**
- 兄弟姉妹で同日に「ラーケーション」を取得する場合は、お子様一人につき1枚の「ラーケーション」カードを記入し、それぞれの担任に提出してください。
- 「ラーケーション」カードはコピーして活用してください。無くなってしまった場合には、その旨、担任等に伝え、再度もらってください。また、ご家庭でも取得日数の把握（年度内で最大5日間）をお願いします。

## 活動の例

### 平日ならではの！水族館や博物館に行こう

興味のある施設に行き、時間をかけてじっくりと見学や体験をしてみましょう。

平日は、様々な施設が休日に比べて混雑していません。



### 気分は研究者！レポートを書いてみよう

興味のあることや疑問をもったことについて調べ、レポートを書いてみましょう。

書いたレポートをコンテストに応募してみるのもよいでしょう。



### 学校体験！普段の様子を見に行こう

普段の大学や専門学校の様子を見てみましょう。

大学図書館や、周辺の街の雰囲気味わうのもよいでしょう。



### 将来について！お家の人に話してみよう

将来についての思いや悩みなどをじっくりとお家の人と話し合ってみましょう。

お家の人と休みを合わせてみるとよいでしょう。



## Q & A

**Q1** 茨城県は、どうして「ラーケーション」を設定したのですか。

A1 学習指導要領において、「総合的な学習の時間」では、「よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための力を育成する。」となっています。そのような力を身に付けるためには、児童生徒が地域に出かけたり、多くの人と出会ったりする体験活動を通して学んでいくことが有効です。従来の学校での活動に加え、より柔軟に体験活動の時間を取ることができるよう、茨城県では年間最大5日の「ラーケーション」を設定しました。

**Q2** 「ラーケーション」を利用した場合、学校は欠席になりますか。

A2 欠席にはなりません。出席停止・忌引等となります。

**Q3** 「ラーケーション」を連続して取得することはできますか。また、残った日数は、次の年度に繰り越すことはできますか。

A3 「ラーケーション」は、連続して取得することも分散して取得することもできます。限度は年度内に5日であり、残った日数を次の年度に繰り越すことはできません。

また、「ラーケーション」は1日単位での取得をお願いします。時間や半日単位での取得はできません。その場合は、遅刻や早退となります。

**Q4** 保護者等が急きょ休みを取れることになった場合、実施の1週間前より後であっても申請することはできますか。

A4 できます。ただし、十分に計画した上で体験活動を行ってほしいので、原則1週間前までに申請するようにお願いします。

**Q5** 「ラーケーション」を利用した日の給食の扱いは、どうなりますか。

A5 病気等の欠席者と同様の対応とし、給食費などの返金はありません。

**Q6** 「ラーケーション」でケガなどをした場合、どうなりますか。

A6 学校の管理下での活動ではないため、学校で任意加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。実施前に家庭で個別に保険に加入することをおすすめします。